

社会福祉法人高森福社会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月1日～平成33年 3月31日まで2年間

2. 内容

【子供を育てる労働者が利用できる病児保育施設の設置運営】

目標：小学校低学年以下の子を持つ職員等が就労している場合等において、子供が病気になり、様々な都合により自宅での保育や待機が困難な幼児や児童を病児保育で預かることにより、職員が安心して子育てができ、就労が出来る環境を整備する。

<対策>

●平成31年4月～

職員等への周知。

受け入れ態勢の検討。(スタッフ体制、運営明細作成他)

関係医療機関との連携協議。

関係行政機関との協議。(市及び県)

保育事業所の施設整備及び設備整備。

ホームページ等による取り組み周知。

●平成31年9月～

施設整備及び設備整備、人員配置の確認。

連携医療機関との調整。

受け入れ態勢の実施訓練。

関係行政機関の確認。

●平成31年11月～

職員等への周知の徹底。

受け入れの開始。